特　記　仕　様　書

第１章　　総　則

第１条 この特記仕様書は、令和８年度　管路施設ストックマネジメントマンホール改築工事に適用する。

第２条 本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項によって施工するものとする。

1　土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
2　コンクリート標準仕様書(土木学会)
3　土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
4　下水道施工管理基準（いちき串木野市制定）
5　土木請負必携（鹿児島県土木部制定）
6　舗装施工便覧（日本道路協会）
7　舗装設計施工指針（日本道路協会）
8　その他(関係要綱、指針、示方書等)

第３条 本特記仕様書及び土木工事共通仕様書等に記載されていない事項で疑義が生じた場合は監督員と協議し、かつその指示に従わなければならない。

第４条 前払金は、４０％の範囲内で支払うことができる。但し、請負金額１００万円以上を対象とする。

第２章　　施　工

第１条 準備工

- 施工区間及び区域において、着工前測量により測点及び境界の確認・照査等を行い、監督職員の承認を得ること。

第２条 土工

- 掘削は補助員を配置しながらの機械掘削とする。
- 補助員は土砂の切崩し・床均し・床掘等の作業を行うものとする。
- 床堀及び切土を行う場合、図書に示す土質区分に変更を生じた場合は原則として変更契約を行う。
- 床堀のうち、堀りすぎとなった部分は、砂又は砂利で監督員の指示に従って入念に埋戻さなければならない。
- 工事施工中の休憩や食事中は、安全ネット等の転落事故防止対策を講じること。
- 残土は、建設発生土受入施設にて処理し、事前に監督員と打合せをすること。
- 捨土処理に起因するトラブル、災害等については請負者がその責を負うものとする。

第３条 マンホール設置

- マンホール蓋の撤去・設置においては、蓋撤去後はマンホールが開放されることから、作業者及び住民の転落防止等の措置を講じて作業を行うこと。
- 撤去するマンホール蓋においては、コンクリート巻きの形状になっていることから分別を行い、鉄蓋はスクラップ工場（搬出場所については、監督員と協議。設計：薩摩川内市山之口町 4668-1 番地：有限会社川内プレス商会）に搬出し、変更設計にてスクラップ控除を行うものとする。

第４条 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

1　工事現場内の可能なかぎり利用した後、更に残った建設廃材は、下記の処分場より選定して運搬し、マニフェストＥ票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を完成書類に含めて提出すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、Ｅ票が処分業者より返送されていない場合は、Ａ票、Ｂ２票及びＤ票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、Ｅ票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表は、別紙　様式１を参照

総括表については、実績数量及び設計数量を記載すること。

（コンクリート塊）

・南洲砕石㈱　　日置市　東市来町養母 18115　　099-274-9137

・㈱ガイアテック　薩摩川内市上川内町弁財天潟 5692-18　0996-30-1008

（アスファルト塊）

・南洲砕石㈱　　日置市　東市来町養母 18115　　099-274-9137

・㈱ガイアテック　薩摩川内市上川内町弁財天潟 5692-18　0996-30-1008

2　上記の指定により難しい場合は、監督員と協議の上、その指示によること。

3　元請業者以外が建設廃材の収集、運搬を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有するものに委託すること。

4　マニフェストのA票の実積数量欄は数量、単位とも必ず記入する。
実積数量欄がない場合も備考欄に、数量、単位を記入する。

第３章　検　査

第１条 施工検査

下記の工事段階を終えたら監督職員の検査を受け､承認を得なければならない。

1　床堀検査　　基礎地盤の確認

2　型枠検査　　寸法、仕上り、清掃の検査

3　路盤段階検査　　幅・厚みの確認

4　材料検査　　寸法等の検査

第２条 下検査

本工事が完成した時は､工事検査の前に監督員の下検査を受けなければならない。

第３条 工事検査

1　工事の既済部分検査及び完成検査にあっては、現場代理人及び主任技術者が立会の上、検査を受けなければならない。

2　請負者は、検査のため必要な資料の提出､測量、その他の処置につき、検査職員の指示に従わなければならない。

3　検査において不合格となった箇所が既済部分であっても手直しを命ずることができる。

第４章　安全管理

第１条 安全管理

1　請負者は、労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を遵守し安全確保に努めなければならない。

2　夜間工事現場には赤色灯を点灯して危険防止をはかること。

3　道路の全幅員に及ぶ工事は、道路片側の有効幅員を確保すること。

4　工事区間が長いまたは有効な視距が確保できない場合は、交通整理員の配置または工事用信号を設置すること。

5　信号機にて交通整理を行う場合は、待ち時間表示を明示する。

6　請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送については、安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図るとともに、土砂の運搬等により公衆に供する道路を使用した後は**その都度清掃を行う**こと。

7　交通規制は、関係機関及び公民館・隣接居住者へ事前に連絡し調整を図ること。

8　本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加に

より月当たり４時間以上の時間を割当て、安全・訓練等を実施するものとする。

9　既設マンホール及びトンネル内等で作業を行う場合、またはその状況に近い状態で作業を行う場合は、作業主任者は作業環境測定（硫化水素濃度・酸素濃度等）を行い作業方法を決定し、事故防止に努めること。また、測定結果はその都度記録し、３年間保存すること。

第５章　その他

第１条 工事の施工にあたり、下記の事項を遵守すること。

1 工事の着工前に埋設物（水道管等）の有無を関係機関と協議すること。

2 工事の着工前に本工事によって影響を受ける恐れがある地域内の事前調査を行うこと。

3 工事現場に対しては、騒音、振動等を極力少なくするほか、散水その他飛砂塵芥の出ないよう処理すること。

第２条 建設工事の適正な施工確保について

1 建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第３条 工事月報

工事の進捗状況が把握できるよう、毎月工事月報を翌月月初めに必ず提出しなければならない。

第４条 工事打合せ

請負者が、契約書及び設計図書に基づく協議、通知提出、報告等に関しては、工事打合書（別紙・様式－１）にその旨を記入し監督員に提出しなければならない。

第５条 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において、以下の対象機種を使用する場合は、排気ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督職員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。

(1)バックホウ、(2)ホイールローダ、(3)ブルドーザ、(4)発動発電機、(5)空気圧縮機、(6)油圧ユニット、(7)ローラ類、(8)ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施行計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第６条 現場代理人の兼任

１　現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更､契約の解除等を除く｡)を処理する受注者の　　代理人であるが、次の（１）から（６）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

（１）それぞれの工事の当初請負代金額が 4,000 万円未満であること。

（２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

（３）兼任できる工事は２件とする。ただし、全ての工事がいちき串木野市発注の工事であり、かつ、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合、災害復旧工事に限り、3 件以内であれば兼任可能とする。

（４）兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね 10km 以内の範囲。

（５）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

（６）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

２　手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3　受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第７条 請負業者は、現場事務所に事務員を常駐させない場合は、緊急連絡のため現場代理人は携帯電話等を携帯すること。

第８条 火災保険等について

(1)　工事目的及び工事材料については、火災保険、建設工事保険その他の保険に加入しなければならない。

(2)　加入している保険等の証券または、これに代わるものを掲示し、施工計画書に写しを添付しなければならない。

第９条 工事区間において、ごみ収集所がある場合や収集車が通る場合があるため、事前にいちき串木野市環境センターと連絡を取り、調整を行うこと。

第１０条 情報共有システム活用」試行工事について

「本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。試行にあたっては、「情報共有システム活用工事試行要領」に基づき行うものとする。試行要領は、いちき串木野市ホームページから取得できる。また、活用の意向を施工計画書提出前に監督員と工事打合簿により協議し、実施の有無を決定するものとする。

第１１条「電子納品」について

本工事は、電子納品の対象工事である。実施にあたっては、「いちき串木野市電子納品の手引き（案)」に基づき行うものとする。手引き（案）は、いちき串木野市ホームページから取得できる。

本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。試行にあたっては、「情報共有システム活用工事試行要領」に基づき行うものとする。試行要領は、いちき串木野市ホームページから取得できる。また、活用の意向を施工計画書提出前に監督員と工事打合簿により協議し、実施の有無を決定するものとする。

第１２条　工事区間の通行止めにより、沿線の会社等の車両出入りに影響がある場合には、事前に連絡・協議を行うこと。また、必要に応じて仮設道路等の対応も検討すること。

第１３条　工事現場における土石等の仮置きについて

土石等の仮置き場所について、施工計画書に位置図を添付すること。また、公衆の見やすい場所に看板を掲示すること。

第６章　　工事写真

１．請負者は工事の進行とともに請負者の負担において次の記録写真を撮影し、工事完成後監督職員へ提出しなければならない。

(1)　工事施工状況一般

(2)　完成後外面から明視できない箇所

(3)　その他特に監督職員が指示した箇所

２．工事写真として必要な条件

撮影の際は、できるだけ被写体の寸法がわかるようにスケール(巻尺、ポール、箱尺等)を同時に撮影しなければならない。

（例）

- 床掘状況が明確に確認出来る写真であること
- 鉄筋のピッチが明確に確認出来る写真であること
- 出来方寸法に用いるスケールが明確に確認出来る写真であること
- 写真内の小黒板の文字等が明確に確認出来る写真であること

３．工事写真にデジタルカメラを使用する場合は、有効画素数を１２０万画素以上、プリンターはフルカラー６００ｄｐｉ以上とし、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

４．現行のカラー写真と電子媒体による写真の混合管理は原則として行わないこと。

５．電子媒体の保存は、5年間とし、保存仕様については下記事項を参照に監督員と協議すること。

(1) 電子媒体は、原則としてＣＤ－ＲＯＭ、ＭＯ（230MB）としこれ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 請負者は、電子媒体による工事記録写真の撮影・整理等を行う場合において、監督員の指示があった場合は、その指示のあった工種について、電子媒体以外の通常の撮影手段による撮影・整理を行わなければならない。

(3) 記録画像ファイル形式はＪＰＥＧ形式（非圧縮～圧縮率１／8まで）とすること。